

豊かな国民生活の基盤としての 番号制度の早期実現を求める

参考資料

2010年11月16日
(社)日本経済団体連合会

「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」 概要

1. はじめに

豊かな国民生活や官民双方の生産性向上をもたらす電子行政の実現に向け、番号制度の早期実現が必須。本提言は、政府の具体的検討に対応し、産業界の基本的考え方や利用シーンを示し議論の進展に資するもの。

2. 番号制度の必要性

- (1)国民本位の電子行政の推進： 国民が行政サービスを適切に受ける権利を確保。行政の無駄の徹底排除、利便性向上、情報保護、国際競争力強化。
- (2)国民が安心できる社会保障制度： 社会保障制度の透明性、利便性、効率性等の向上による信頼回復
- (3)省庁横断的な政策のイノベーション： 社会構造の変化に即した新たな政策展開の基盤
- (4)官民の情報共有による国民利便性の向上、新たな産業・サービスの創出

3. 番号制度利用のイメージ(例)

- (1)税・社会保障制度の融合による政策展開
(給付付き税額控除の創設)
- (2)企業が担う従業員の税・社会保険料徴収業務等の効率化
- (3)本人了解の下で行う医療データの蓄積、利用
- (4)その他： 官民の情報共有による国民利便性の向上、記入済み申告制度、行政手続きの処理状況の確認制度、自己情報の適切な管理・確認、選挙投票等への活用、医療・介護現場の情報連携 など

4. 番号制度の仕組みに係る基本的考え方

- (1)民間での活用が可能な制度構築
- (2)住民票コード・住基ネットの活用： 投資コストの最小化
- (3)プライバシー保護に対する万全の配慮： 法制面・システム面の双方で体制構築。第三者機関の設置。
- (4)ICカードの活用による利便性の向上

5. 企業コードの整備について

企業と行政間の膨大な情報のやり取りに関し、国、自治体、企業、事業所などの相互の情報連携の基盤となる企業コード、事業所コードの整備

番号制度を巡る経団連の主な提言

1996年頃～ 納税者番号制度・社会保障番号制度についての提言多数
(「魅力ある日本～経団連ビジョン2020」等)

2008年4月 「国民視点に立った先進的な電子社会の実現に向けて」
(電子行政の基盤として、個人・企業等に対する認識コードの統一を提言)

2008年11月 「実効的な電子行政の実現に向けた推進体制と法整備のあり方について」
(行政機関を跨いで個人・企業を一意に特定できる共通コードを提言)

2009年11月 「ICTの利活用による新たな政府の構築に向けて」
(税・社会保障制度共通の番号導入を視野に入れつつ、行政機関間の情報連携の基盤を早期に構築すべき)

2010年2月 「社会保障と税の共通番号制度について」
(1. 電子行政全般の基盤とする。2. 民間での活用を前提とした発展性のある制度とする。3. 既存のネットワークや番号制度を活用する。4. プライバシーや情報セキュリティに万般の配慮を行う)

2010年3月 「新しい社会と成長を支えるICT戦略のあり方」

2010年8月 政府社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会中間取りまとめに関する意見を提出

2010年9月 「平成23年度税制改正に関する提言」
(社会保障・税共通の番号制度の早期導入)

2010年11月(予定) 「豊かな国民生活の基盤としての番号制度の早期実現を求める」

番号制度を巡る政府の主な動向

【2009年】

7月 民主党マニフェスト 「税と社会保障制度共通の番号制を導入する」

12月 税制改正大綱 「社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。」

【2010年】

5月 政府IT戦略本部「新たな情報通信技術戦略」

（「社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行う」）

6月 政府成長戦略

「各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進めるとともに、住民票コードとの連携による各種番号の整備・利用に向けた検討を加速する。」

「個人情報保護を確保することとした上で、社会保障や税の番号制度の検討と整合性を図りつつ、国民ID制度の導入を検討する。」

6月 政府IT戦略本部「新たな情報通信戦略 工程表」（国民ID制度を2013年度導入）

6月 政府国家戦略室「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間とりまとめ」公表

10月 総理所信表明演説

「社会保障の基盤となる番号制度をどう整備するか決める必要もあります。」

番号制度とは

番号制度とは、名前や住所といった情報のやりとりを正しく確実に便利に行うよう、個人を特定するために一人一人に異なる番号を付すこと。姓名(漢字やフリガナ)だけでは、同一人物が存在する可能性があり、個人の特定が困難となるため、コンピュータで情報を処理する現代社会では、番号の利用が不可欠となっている。

行政では基礎年金番号、免許証、パスポート、健康保険証など、民間ではクレジットカードや銀行口座など、既に様々な分野ごとに番号が使われている。

しかし、分野ごとに番号が異なるため、国民全体を対象とした行政サービスの提供や、分野横断的な施策には活用できない。



- ・番号制度は、それ自体が目的ではないがICT社会における必須の基盤。
- ・番号制度の目的は、行政と国民の間に確実な絆をつくり、国民が、漏れなく適切に行政サービスを受ける権利を確保すること。
- ・また、ICTの活用により利便性が高く、効率的なサービスを実現すること。
- ・これにより、豊かな国民生活の実現、官民合わせた国全体の質の向上を図る。

漢字やフリガナだけでは個人の特定は困難であり、番号制度が不可欠

邊邊邊邊邊邊邊邊邊
邊邊邊邊邊邊邊邊邊
邊邊邊邊邊邊邊邊邊
邊邊齊齊齊齊齊齊齊
齊齊齊齊齊齊齊

自治体で使われている外字の例

諸外国における番号制度の導入状況

	番号の種類	適用業務	付番者(数)	人口 ^(注3) (2008年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年	
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 (9桁)	税務(一部) ^(注1) 、社会保険、年金等	非公表	6,038万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億2,000万人 (累計数)	3億406万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,331万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	922万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号 (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	549万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,861万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	フィンランド	住民登録番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	531万人	財務省 住民登録局	住民情報法	1960年代
	ノルウェー	住民登録番号 (11桁)	税務、社会保険、住民登録、選 挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	477万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール	住民登録番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	484万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号 (9桁)	税務、社会保険、住民登録等	全住民	1,643万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 ^(注4)
税務番号	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,983万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号 (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注2)	2,143万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号 (11桁)	税務	約8,100万人	8,213万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

(参考) フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

(注2) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注3) 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”(国際連合)による。

(注4) オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた(財務省所管)。

【財務省資料】

番号制度を通じた電子行政推進の効果試算

番号制度をはじめとする共通基盤等の導入やそれに伴う業務革新、国民・民間企業等・国・自治体の情報連携などの電子行政推進により、

年間3兆円以上の導入効果(利便性向上・効率化等)を目指す。

電子行政推進効果	主な内容	参考:過去の研究会等での試算等 (経団連試算、政府IT戦略本部資料、民間機関試算等)
国民が受ける行政サービスなどの 利便性向上の効果 約 7500億 円	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の窓口訪問時間が削減 ・各種申請の添付書類削減 ・郵送コスト等合理化 ・行政側の窓口業務削減 ・行政側の書類保存管理業務削減 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・引越、退職ワンストップ化 2200億円 ・通知業務 4600億円 ・結婚育児ワンストップ化 505億円 ・児童手当業務 110億円 など
民間企業等が行政に対して行う 手続の効率化の効果 約 6300億円	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の税、社会保険料徴収業務の電子化、効率化 ・行政への申請・届出等の合理化 ・添付書類保存管理業務削減 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の税徴収業務合理化 1725億円 ・法人税務書類電子化 3000億円 ・社会保障関係業務合理化 860億円 ・各種証明書等の削減 770億円 など
民間企業等の業務効率化の効果 約 7000億円	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が行う顧客本人確認や住所確認業務の合理化 ・民間での契約等における添付書類などの削減効果 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認、本人への通知電子化 1100億円 ・民間での添付書類の削減 6000億円 など
国・地方の行政業務効率化の効果 約 1兆 円	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁、国地方横断的な情報連携による業務効率化(出先機関合理化、国税・地方税の連携等) ・同一業務のクラウド化による合理化(給与支払い、旅費精算、物品調達等) ・業務見直しによる民間委託 など 	(参考:国地方の公務員人件費計 約27兆円) (業務合理化によるリソースを、国民のニーズに合致した行政サービスへと展開)

上記以外に新たな産業・サービスの創出や政策の展開が期待される

番号制度の利用シーン① 給付付き税額控除制度

税(徴収)と社会保障(給付)を融合させた、キメ細かい制度の創設

例: 家族構成に応じた諸控除制度
所得に応じた社会保険料の軽減制度 など

所得400以下の人々に20の負担軽減策(減税or給付)を実施したいが……

現行(番号制度無し)の問題点:

- ・所得把握が不完全 (「クロヨン(サラリーマンの所得は9割把握、他は業種によって6割、4割)」と言われるような業種による所得把握の限界)
- ・税と社会保障の連携不足 (減税と給付は別扱いで融合的な手当てができない)
- ・省庁、国・地方の情報連携不足 (国税・地方税の連携など)



所得? 税額 0

所得が把握できない場合、
税額ゼロの場合は減税が
できない。



所得400 税額10

税額10に対して20の減税は
できないので、負担軽減効果
は10が限度。



所得500 税額30

所得400超の場合でも
一律に減税することとなる。

真に支援
を必要とし
ている人へ
の確実な
政策展開

番号制度で適確な所得等の把握や融合的な施策ができれば……

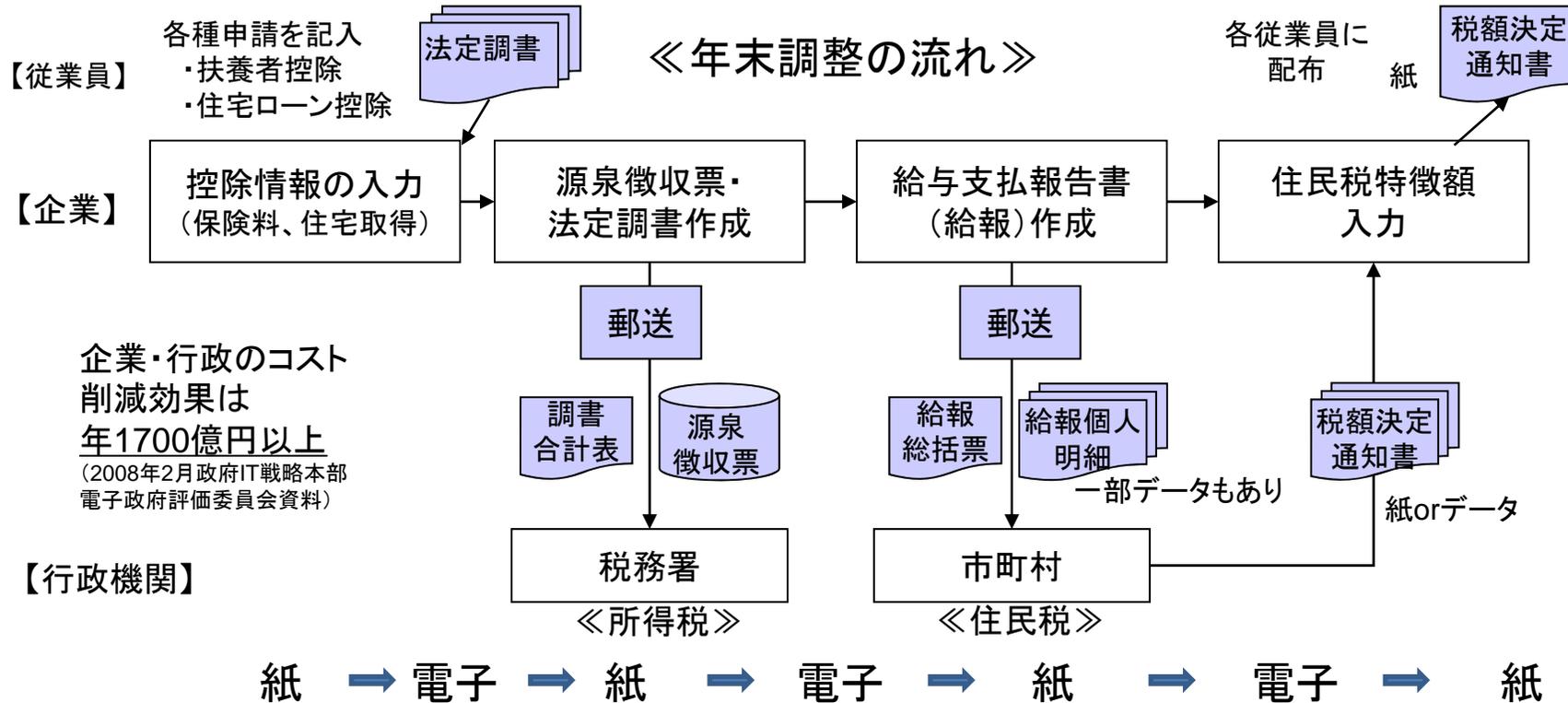
税額の無い人でも、
減税の代わりに20の
給付ができる。

10の減税と10の給
付で合計20の負担
軽減が実施できる。

所得が400超の場
合には、制度の対
象外にできる。

番号制度の利用シーン② 企業の公的業務効率化

企業は従業員に係る税務、社会保険関係業務など数多くの公的業務を担っている。番号制度を通じたシームレスな電子的処理により、官民通じた抜本的効率化(ミス削減、時間短縮、コスト削減等)を図る。

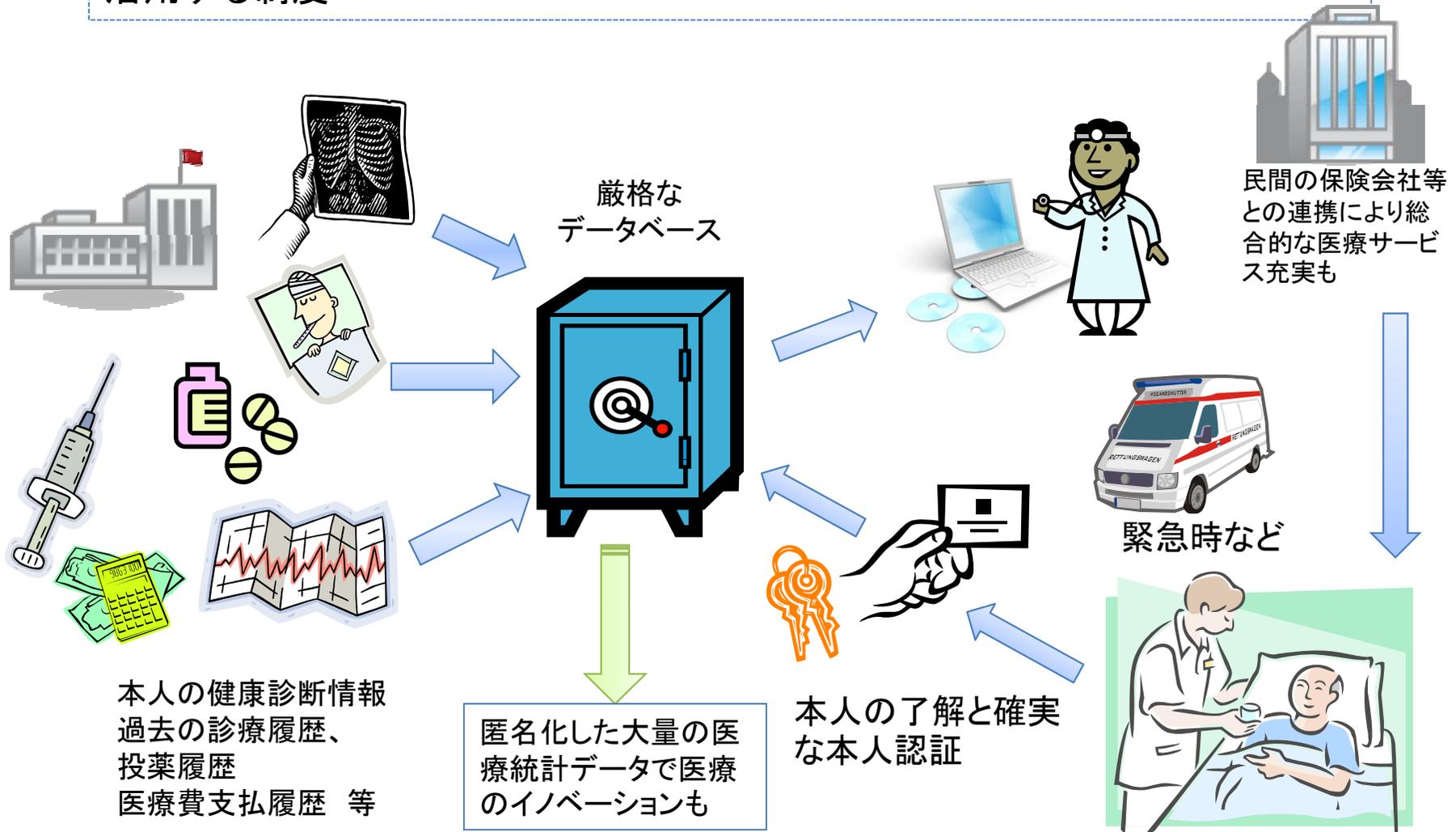


電子

番号制度を通じたシームレスな電子的処理が可能となる

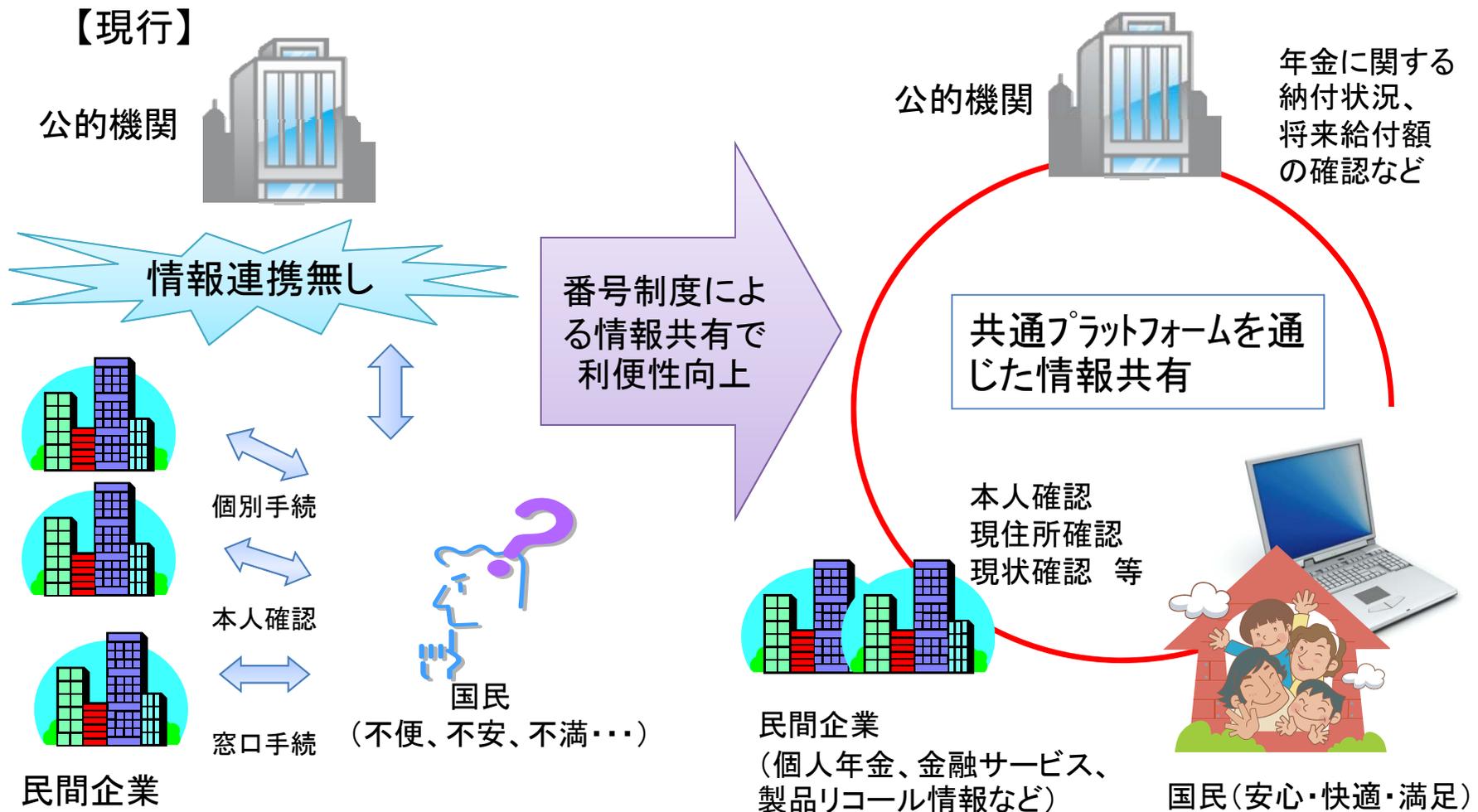
番号制度の利用シーン③ 本人医療データの蓄積、利用

本人の健康診断情報、診療・投薬履歴などを、番号を通じて厳格なデータベースに一元的に蓄積し、本人の了解のもとに、救急時や次回以降の診療に活用する制度



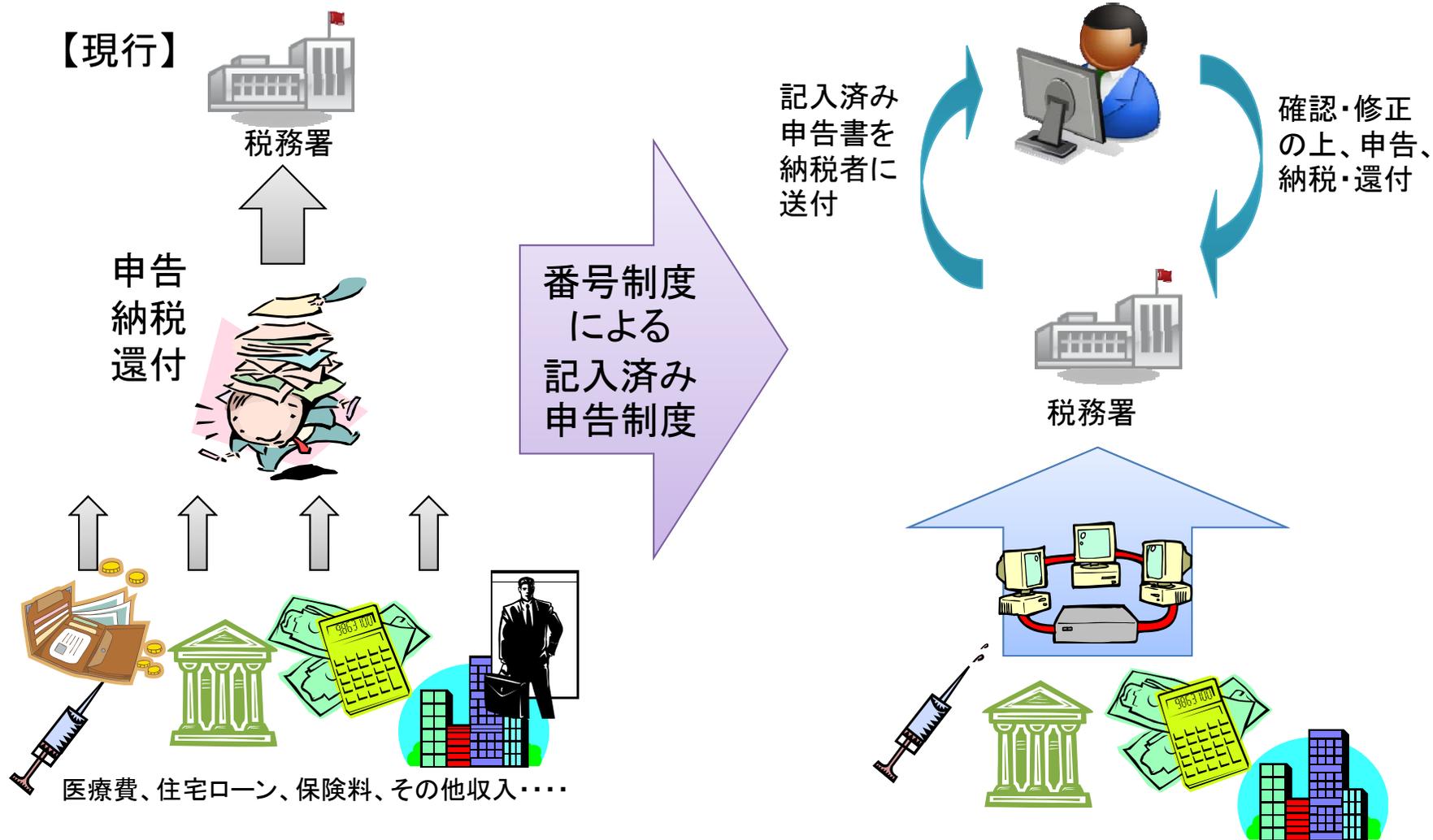
番号制度の利用シーン④ 官民の情報共有による国民利便性の向上

番号制度を活用した官民の共通プラットフォームを通じて、現住所などの情報を共有し、民間サービスとの連携により国民利便性を向上



番号制度の利用シーン⑤ 記入済み申告制度

税務当局が把握している資料情報から作成された申告書を本人が修正・確認し、申告の上、納税、還付を受ける制度の創設

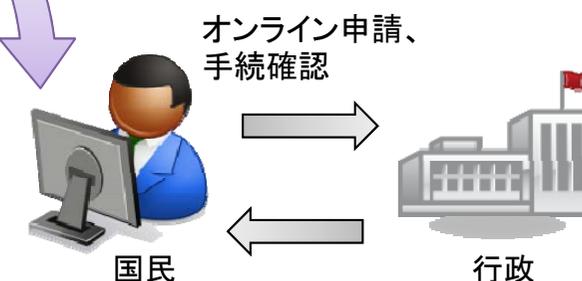


番号制度の利用シーン⑥ 行政手続きの処理状況確認制度

行政に対しオンライン申請した手続きの処理状況(誰が、どこで、どのように、いつまでに等)を、インターネット経由で確認する制度。
行政手続の透明化、迅速化、住民サービスの向上につなげる。

【韓国のオンライン照会画面イメージ】

業務内容: 建築許可及び審議 事業名: 新林洞 534-30 集合住宅新築			
決裁の状況	決裁権者	決裁日	決裁入力日時
	担当	2003/03/06	2003/03/07 14:25
決裁の状況	-申請日時: 20030305 -土地の位置: -土地の面積: 208 -主たる用途: 集合住宅 -建坪率: 59.33 -容積率: 177.98 1. 建築許可申請種類: 新築(○)、増築(), その他() 2. 申請内容: 階数3/0、延面積 370.20、用途 集合住宅 地域: 一般住宅地域 地区: 高度地区 総駐車場台数: 台(屋外 台、屋内 台) 3. 案内事項 建築許可処理期限は2003年3月9日ではありますが、 現場の確認: 関連法律の検討及び関連部局との協議の上で 特別の理由がなければ、期限以内に建築許可を処理いたします。		
処理部署	冠岳区 都市管理局 建築課	電話番号	880-3883
担当者	李 圭容	担当者E-mail	ccinkyw@gwanakgu.seoul.kr
最初入力日時	2003/03/07 14:25	最終修正日時	2003/03/07 14/25



韓国では「民願制度」としてオンライン申請とともに、手続の進捗状況のオンライン確認ができる。



出所: EABuS(東アジア国際ビジネス支援センター)資料

番号制度の利用シーン⑦ 自己情報の適切な管理・確認制度

セキュリティーの高い番号制度、プライバシー保護制度等により、行政により保管されている自己情報やアクセス情報を国民自らがチェックできる制度を確立。

番号制度による透明・安心・効率的な情報管理

【現行】



市町村、税務署、年金事務所、学校、病院・・・

届出、申請、調査・・・

出生、戸籍、転居、免許、パスポート、保育、教育、医療、納税申告、年金・・・



どの情報が、どこで、どのように管理され、誰が何に使っているの？
情報に間違いはないの？

年金の納付状況や受取予定額などもいつでも確認可能

誰がいつアクセスしたかをチェック

登録済み情報は本人の了解で他目的にも使用

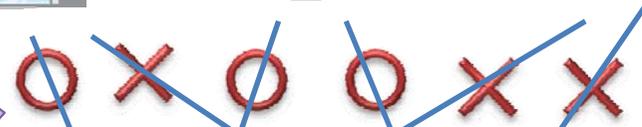
自己情報の確認

苦情・相談・回答

どの機関がどのデータを使用可能か明確に規定。罰則も。

不正なアクセス等の監視

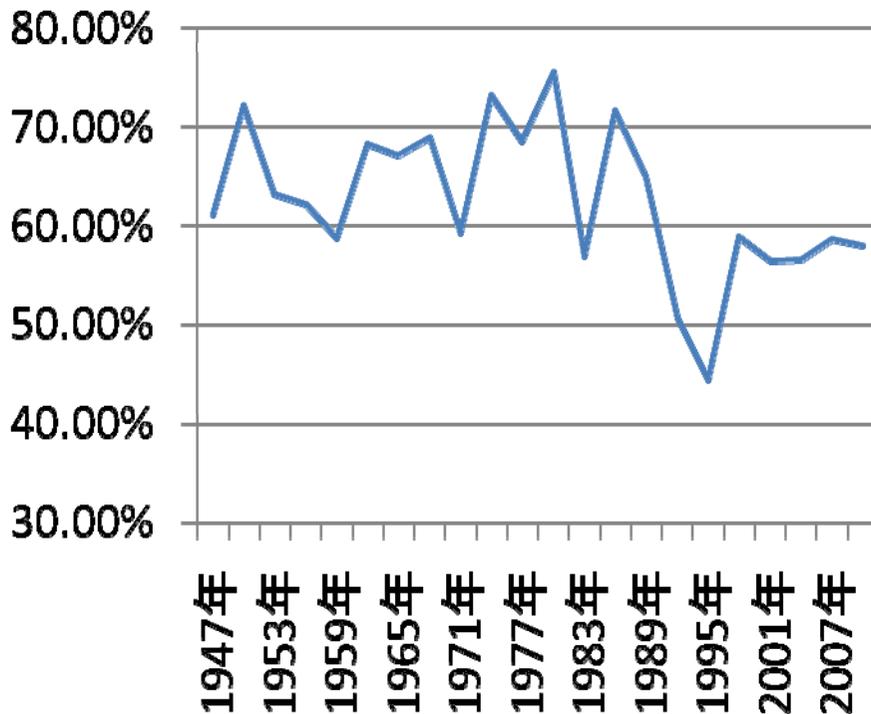
第三者機関



番号制度の利用シーン⑧ 選挙投票等への活用

住民基本台帳カードなどを活用した、選挙や住民投票の投票機会の拡大

参院選投票率推移



低迷する投票率。
とりわけ20代、30代の投票率は3～4割台。

勤務先の最寄の投票所における投票制度の導入



インターネットや携帯
経由の投票で若年層
の投票促進も...

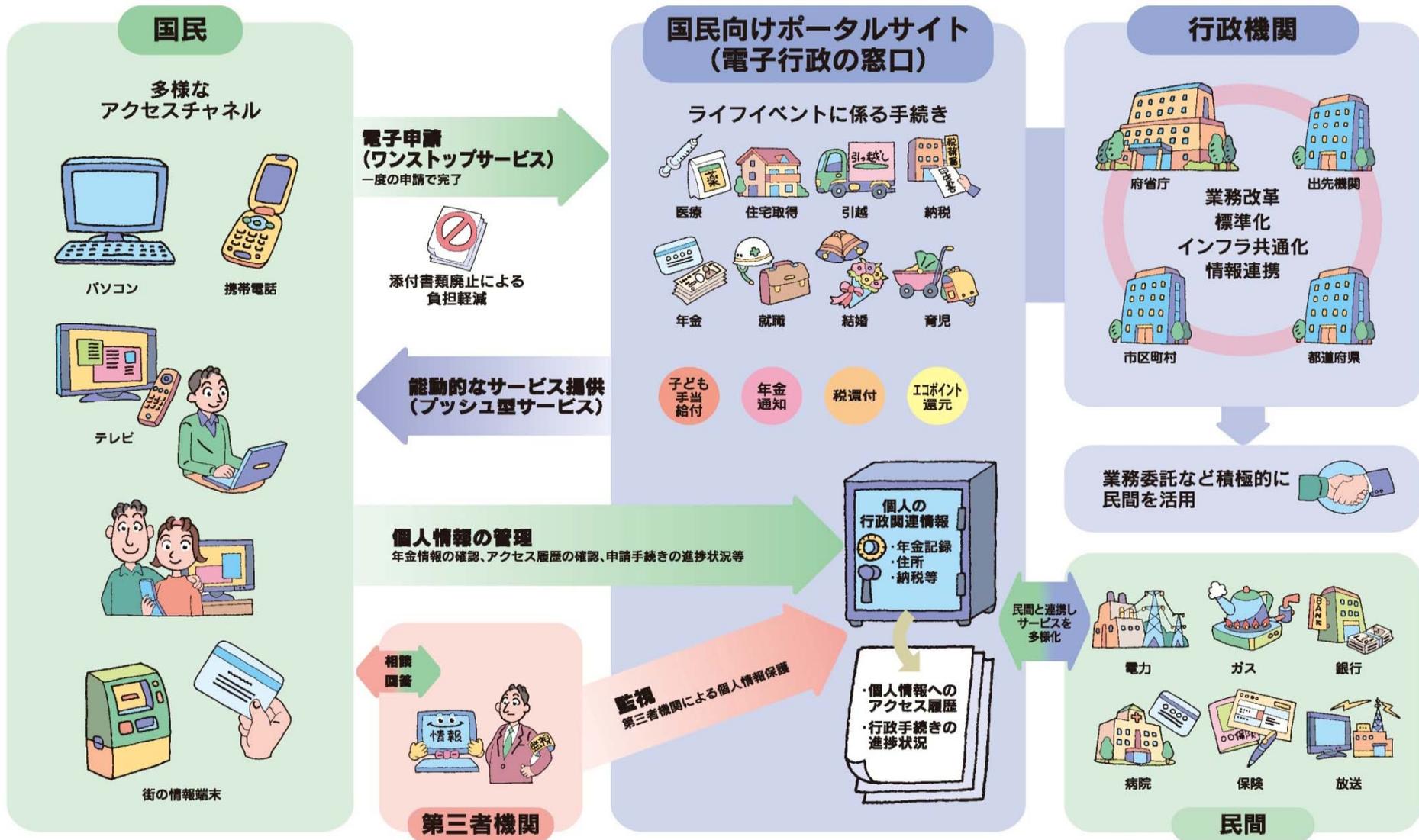


番号制度の利用シーン⑨ 医療・介護の情報連携

在宅介護の現場で、医師、ケアマネージャー、介護事業者、地方自治体など、複数の関係者が、本人や家族の了解の下、診療履歴、投薬履歴、ケアプラン、介護記録などの情報をデータベースに蓄積し、共有。



経団連が目指す電子行政の姿

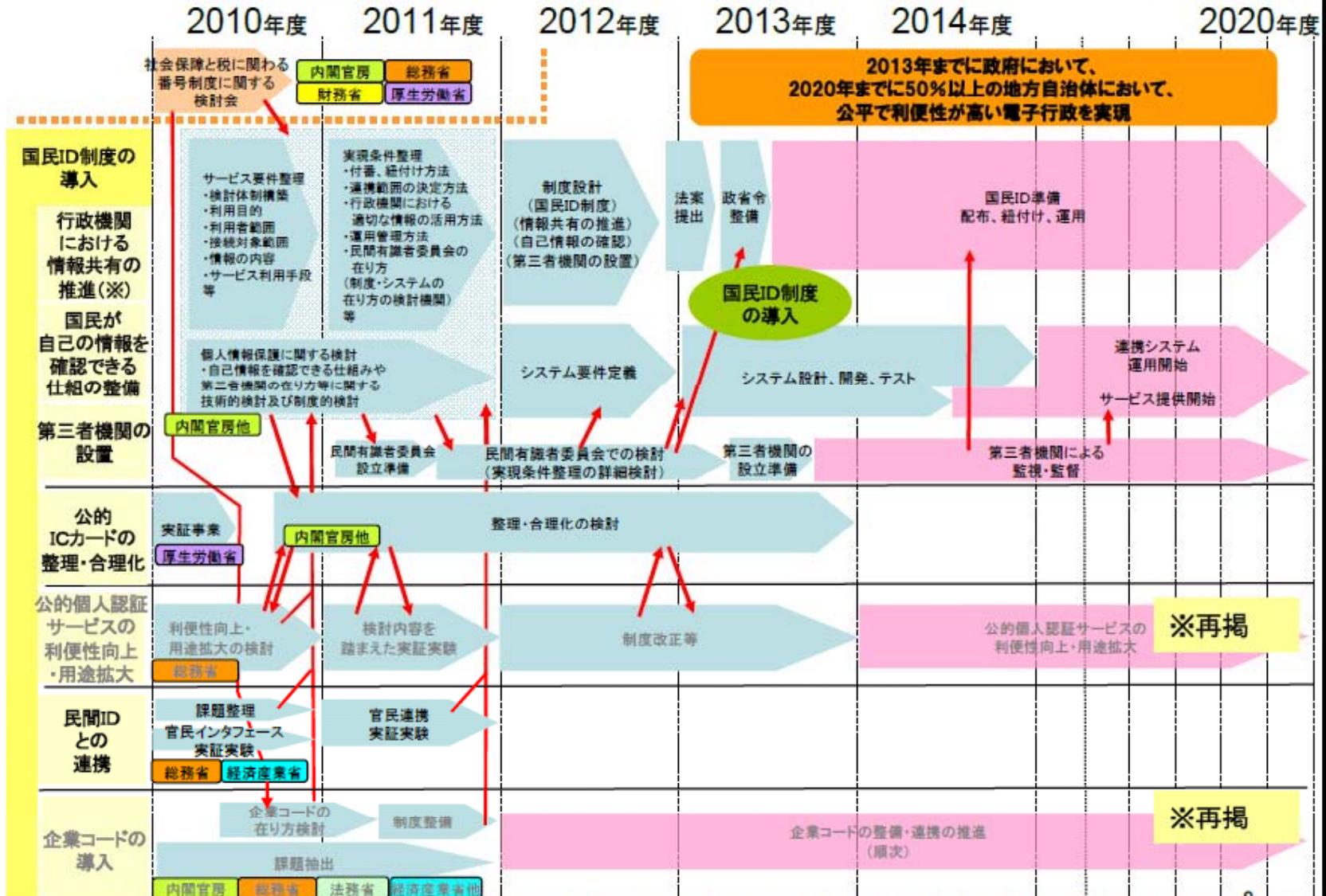


パンフレット『電子行政が創る国民本位の新たな政府の姿』(発行:経済広報センター)より

国民ID制度の導入工程表（政府IT戦略本部）

2010年6月

国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備 工程表



※ 「行政機関における適切な情報の活用の推進」。各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるようにするため「次期府省共通研究開発管理システム(次期e-Rad)を利用した公募型研究事業における申請業務の省力化」(文部科学省)をはじめとした国民の手続の省力化に向けたシステムの整備等によって推進。

住民票コードと基礎年金番号の比較

	住民票コード	基礎年金番号	
根拠規定	・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法	
付番機関	・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 厚生労働大臣	
付番対象者	・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化・効率化 ・ 被保険者及び年金受給権者に対する行政サービスの向上 	
留意点	<small>しっかい</small> ① 悉皆的付番の観点	・ 我が国で唯一、すべての住民に対し付番が完了している。	・ 年金制度未加入者(未成年者等)には付番されていない。
	② 一人一番号の観点	・ 我が国で唯一、住民に対し1対1の付番が完了している。	・ 本人又は勤務先事業主から正確な届出がなされない場合等には重複付番が発生する可能性がある。
	③ 民一民一官での利用の観点	・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。	・ 国民年金法では、法令で定める年金事務を行う民間事業者に限り、基礎年金番号の告知を求めることが認められている。(それ以外は禁止)
	④ 目で見える番号との観点	・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。	・ 年金手帳等に基礎年金番号が記載されている。

住基ネットを巡る訴訟

国に対する訴訟件数 合計36件
(損害賠償請求、住民票コード削除請求、選択制の可否など)



2010年2月現在
一件のみ係属中 他の訴訟は全て国側の勝訴で終結

【最高裁判決】

- | | |
|-----------|---|
| 2008年3月6日 | 住民票コードの削除請求に係る最高裁判決
→住民側の請求棄却。国側の全面勝訴 |
| 2008年7月8日 | 杉並区が求めた「選択制の可否に係る最高裁決定
→選択制は認められず、国側の全面勝訴
(2009年1月より杉並区は住基ネット業務を開始) |

現在、住基ネットへの不参加団体は東京都国立市、福島県矢祭町のみ。

番号制度に予想されるリスクと対応策の例

予想される懸念・リスク		考えられる対応策の例
「国家管理」への懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・国家による国民の監視・監督に使われるのではないか ・国家によって、国民の個人情報が支配されるのではないか ・行政庁職員などによる盗み見、不正閲覧、持ち出しによる流出、などに結びつくのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民が、自己情報へのアクセス記録を、自ら確認できる仕組みを整備する。 ○国民のプライバシー保護を任務とする「第三者機関」を政府外に設置する。
「不正行為」のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・「偽造」「なりすまし」などによって、不正にのぞき見されるのではないか。 ・情報が漏れたり改ざんされたりするのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ICカード」を導入し、確実な本人確認ができる仕組みとする。 ※ 既存の安定した仕組みとして住基カード活用も可能 ○個人情報を保有する機関におけるセキュリティの設計強化を図る。 ○「分散管理方式」を導入すれば、各分野の個人情報はそれぞれが管理し、中継データベースを通じて安全な連携が可能となる。
「目的外利用」のリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手に個人情報を目的外に利用することが生じるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ○法令により「目的外利用」の厳密な禁止・罰則など規制を強化する。

プライバシー保護に係る諸外国の第三者機関

内閣官房IT担当室資料等より作成

	米国	韓国	デンマーク	ベルギー	オーストリア
第三者機関	連邦機関は議会とOMB(行政予算管理局)にプライバシー保護の取組を報告。電子政府に関してはGAO(会計検査院)がセキュリティの評価などを行う。	個人情報保護委員会	データ保護庁/データカウンシル	プライバシー委員会(議会に設置)	データ保護委員会
番号の種類	社会保障番号	住民登録番号	住民登録番号	国民登録番号	中央住民登録番号
付番機関	社会保障庁	行政自治部	内務省	内務省	内務省

【わが国の第三者機関に必要と考えられる機能例】

- ・プライバシーに係る国民からの苦情・相談等
- ・行政機関によるプライバシー情報の利用の監視
- ・プライバシー情報に係る制度創設やシステム導入の際のアセスメント
- ・プライバシー情報に係る事案の調査権
- ・国会等への報告
- ・不適切事例の是正勧告 など